

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応マニュアル【概要版】

取組の目的・経過【マニュアル2頁】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大・蔓延が危惧されるなか、風水害や地震など災害が発生し、市指定避難所を開設する場合でも、避難所における感染拡大防止及び避難所運営への影響を最小限に止めるため、対応マニュアル（第2版/R2.7）を作成しています。

今後にも必要に応じて改定を行っていきます。

市民への周知内容（事前の準備・検討事項）【マニュアル4頁】

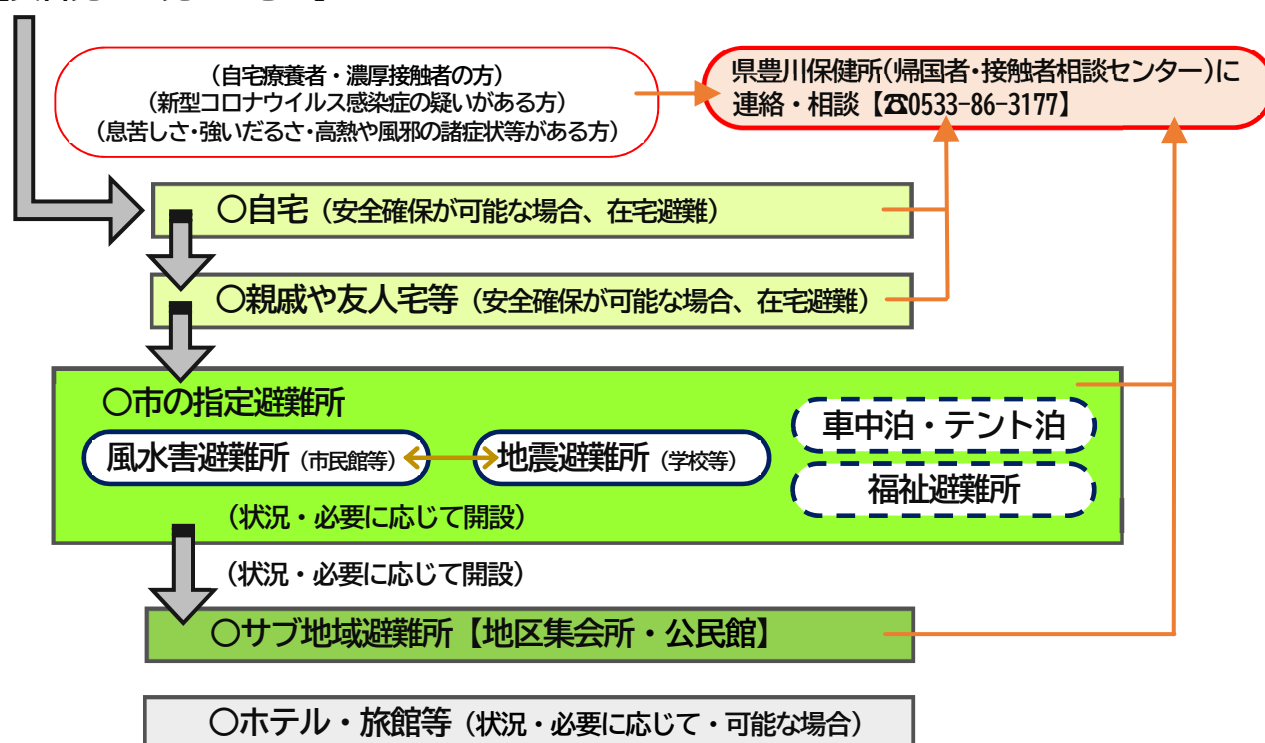
- 自宅の災害リスク（地震・津波・浸水害・土砂災害等）や災害時に取るべき行動の確認
- 在宅避難の検討（安全確保が可能な場合）
- 親戚や友人宅等への避難の検討（安全確保が可能な場合）
- 指定避難所等への避難時における必要物品の持参（マスク・アルコール消毒薬・体温計等）
- 避難前に自身の健康状態の確認（帰国者・接触者相談センター【☎0533-86-3177】への連絡・相談）
- 避難所利用者登録票への事前記入・指定避難所等への持参

可能な限り多くの避難所の開設（避難場所の分散化）【マニュアル2・3頁】

- 災害の種別によらない指定避難所の開設
 - ◎状況・必要に応じて、地震避難所・風水害避難所を相互に開設します。（共通事項）
 - ◎開設にあたっては、関係する施設管理者及び地域コミュニティと事前に協議を行います。
- 指定避難所における車中泊・テント泊の開設
 - ◎状況・必要に応じて、施設屋外（グラウンド・駐車場等）における車中泊等を開設します。
- 指定避難所以外の避難所【サブ地域避難所】の開設
 - ◎指定避難所の状況に応じて、「地区集会所・公民館」を、指定避難所以外の避難所【サブ地域避難所】として開設します。
 - ◎開設にあたっては、関係する地域コミュニティと事前の協議を行い、関係する自主防災会により開設・運営・物資の搬送等を行っていただきます。

新型コロナウイルス感染症の発生・感染期における避難先のイメージ【マニュアル3頁】

【災害発生・発生の恐れ】



スペースの確保 【マニュアル5・6頁】

○受付スペースの確保

- ◎避難者の健康状態を事前に確認して避難者のスクリーニング（適切な振り分け）を行うため、受付スペースを確保する。
- ◎設置場所は屋外を基本とするが、天候や避難状況などに応じて設置場所を決定する。
- ◎受付待ちの避難者間の間隔は2m確保を基本とする。

○居住スペースの確保（健常な避難者向け）

- ◎発熱や体調不良がない健常な避難者向けに、居住スペースを確保する。
- ◎避難者の区画は、「家族・世帯単位」を基本とし、人数に応じて区画の広さを調整する。
- ◎避難者の区画割りは、テープによる区画表示や避難状況等に応じて間仕切り等を用いて区分けする。併せて、必要に応じて管理上のスペース名称や区画番号を付ける。
区画の参考：1・2人世帯→2m×2mの1区画／3・4人世帯→3m×3mの1区画
- ◎避難者間の間隔は1m確保を基本とする。【感染症：国県内発生・市内未発生期】
- ◎避難者間の間隔は2m確保を基本とする。【感染症：国県内発生・市内発生期】
- ◎感染症：国県内発生・市内未発生期で間仕切り等を用いる場合は、避難状況等に応じて避難者間の間隔をあげないことも可とする。（市内発生期は1m以上の間隔を確保）
- ◎通路の幅は、2mの間隔を空ける。
- ◎避難状況・必要に応じて、居住スペースの分散対応を行う。
（専用スペースとは別階・別棟を基本として、教室や会議室などへのスペースの拡充）

○専用スペースの確保（発熱等の症状がある避難者・新型コロナウイルス感染症が疑われる避難者等向け）

- ◎発熱の症状や体調不良がある避難者及び新型コロナウイルス感染症が疑われる避難者向けに、専用スペース（個別空間）をそれぞれ確保する。
（困難な場合は、同専用スペースのなかを間仕切り等で区画割りする。）
- ◎専用スペースは、特別教室、会議室等を想定する。（風水害時は、「学校の普通教室」の利用は極力避ける。）

○その他のスペースの確保（車中泊・テント泊の健常な避難者向け・食事スペース）

- ◎指定避難所内の施設屋外（グラウンド・駐車場等）に、車間に配慮しつつ区画割りする。
- ◎食事スペースは、飛沫感染等防止のため、できる限り占有スペース内での食事とする。

衛生・感染症対策物品の確保 【マニュアル6頁】

○感染拡大防止対策として必要となる衛生・感染症対策物品の確保

- ◎以下物品を、対策物品として指定避難所（風水害・地震）に配置する。

No.	品名	No.	品名
1	アルコール消毒薬	11	マルチシート
2	マスク	12	ポール
3	使捨て手袋	13	養生テープ
4	使捨て防護服	14	嘔吐物処理セット
5	フェイスシールド	15	除菌シート
6	体温計【非接触型／既配置済】	16	蓋付きゴミ箱（ゴミ袋含む。）
7	間仕切り	17	簡易ベッド
8	消毒用エタノール	18	受付掲示物
9	ハンドソープ	19	使用様式（書類）・対応マニュアル
10	ペーパータオル	20	等々



受付の設置（避難者のスクリーニング）【マニュアル7・8・15頁】

○避難者のスクリーニング（振り分け）

- ◎避難所内の感染防止対策として、受付時に避難者を適切に振り分ける。

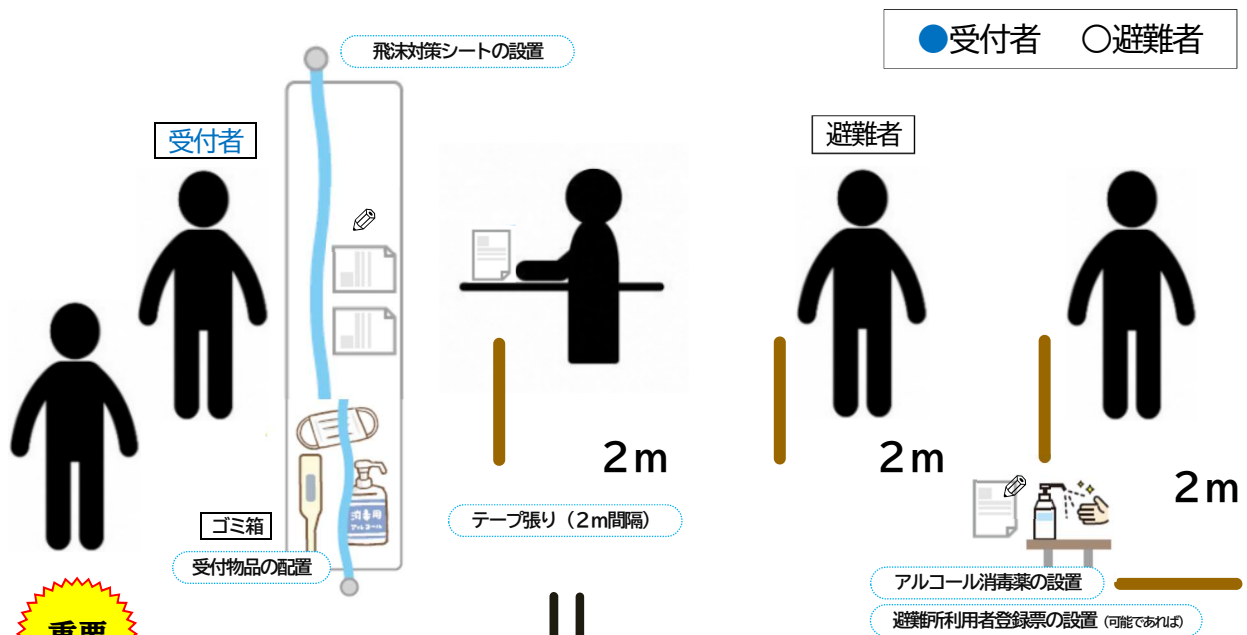
受付のレイアウト（例）

【受付の準備】

- 受付用机・消毒用机・マルチシート・ポール・テープ・避難所利用者登録票・マスク・アルコール消毒薬・非接触型体温計・ゴミ箱により、受付の設置を行う。
- シートが設置できない場合は、受付者と避難者は2m距離を保つよう設置する。
- 避難者の受付待ちの間隔を、テープ等により2m間隔で目印をつける。
- 受付者は、マスク・フェイスシールドを着用する。
(受付状況に応じて、適宜、使捨て手袋・使捨て防護服を着用する。)

【受付の実施】

- 避難者へマスク着用の声掛けを行う。(忘れた方にのみ避難所備蓄物品の配付)
避難者へアルコール消毒薬による手指消毒の声掛けを行う。
- 避難者は、マスクを着用して2m距離をあけて並び、大声で話さない。
- 避難者は、アルコール消毒薬で手指を消毒する。
- 避難所利用者登録票を記入・提出する(健康状態の確認)(事前記入・持参も可)
- 非接触型体温計により避難者の検温を行う。
- 受付者は、避難者の避難所利用者登録票・検温の結果から、該当するスペース等へ案内する。



避難者のスクリーニング・案内

【避難所】

- 居住スペース (健常な避難者等)
- 専用スペース (発熱者等・要配慮者)
- 車中・テント泊 (健常な避難者等)

- 車中待機・施設屋外待機
(新型コロナウイルス感染症の疑いのある方)
(新型コロナウイルス感染症の軽症者等)
→帰国者・接触者相談センターの指示に従う
- 発熱者等
→状況に応じて医療機関への受診

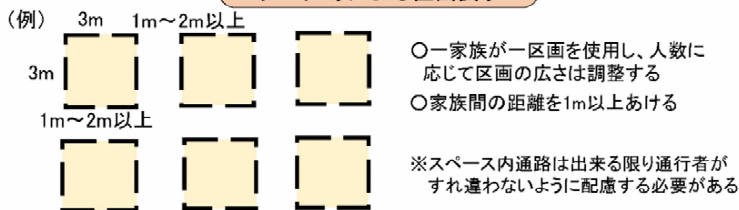
○居住スペース・専用スペース・その他のスペースの設置

◎避難所運営従事者は、スペース想定場所【マニュアル 18 ページ（資料6）】を参考に、関係する施設管理者及び地域コミュニティと事前の調整協議を行い、場所を決定する。

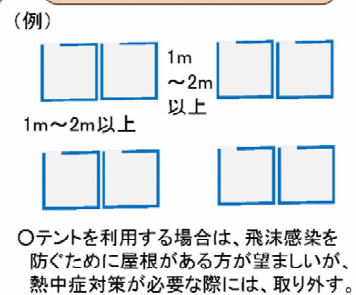
居住スペースのレイアウト（例）

- 避難所ごと実情・避難状況に応じて、区画割りを行う。
- 避難者の区画は、「家族・世帯単位」を基本とし、人数に応じて区画の広さを調整する。
- 避難者の区画割りは、テープによる区画表示や避難状況等に応じて間仕切り等を用いて区別する。併せて、必要に応じて管理上のスペース名称や区画番号を付ける。
区画の参考：1・2人世帯→2m×2mの1区画／3・4人世帯→3m×3mの1区画
- 避難者間の間隔は1m確保を基本とする。【感染症：国県内発生・市内未発生期】
- 避難者間の間隔は2m確保を基本とする。【感染症：国県内発生・市内発生期】
- 感染症：国県内発生・市内未発生期で間仕切り等を用いる場合は、避難状況等に応じて避難者間の間隔をあげないことも可とする。（市内発生期は1m以上の間隔を確保）
- 避難者同士が対面とならないよう配慮する。
- 状況に応じて、居住スペースの分散（教室や会議室などへのスペースの拡充）を行う。

テープ等による区画表示

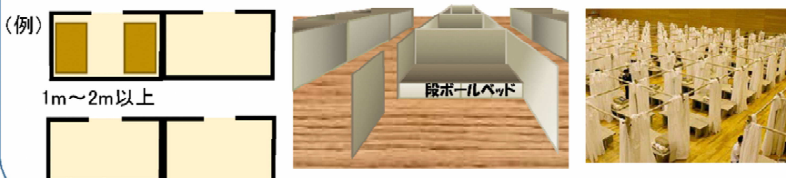


テントを利用した場合

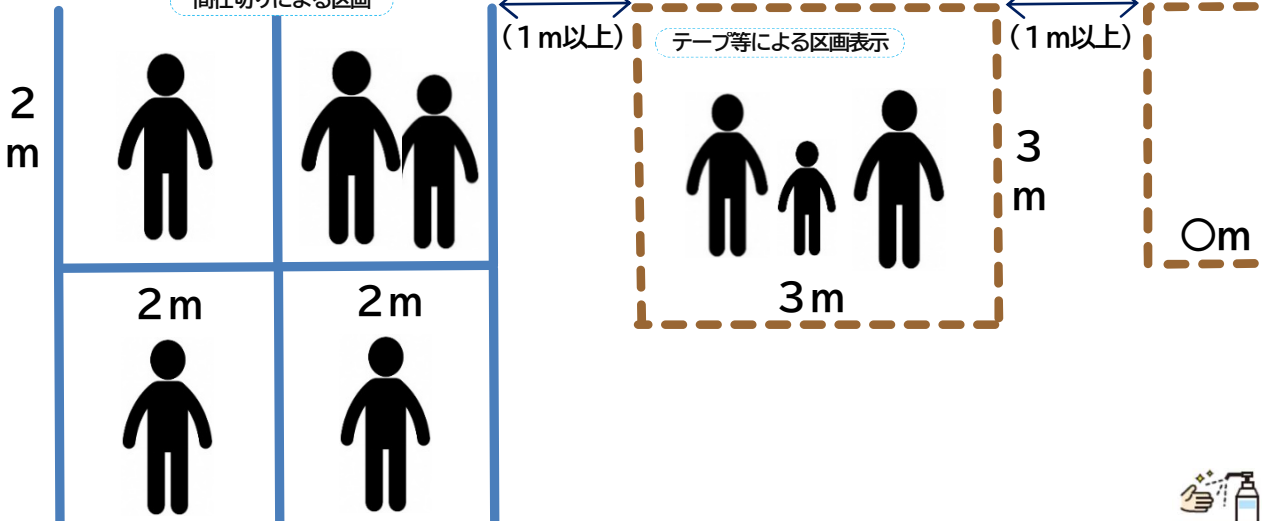


パーティションを利用した場合

○飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。



間仕切りによる区画

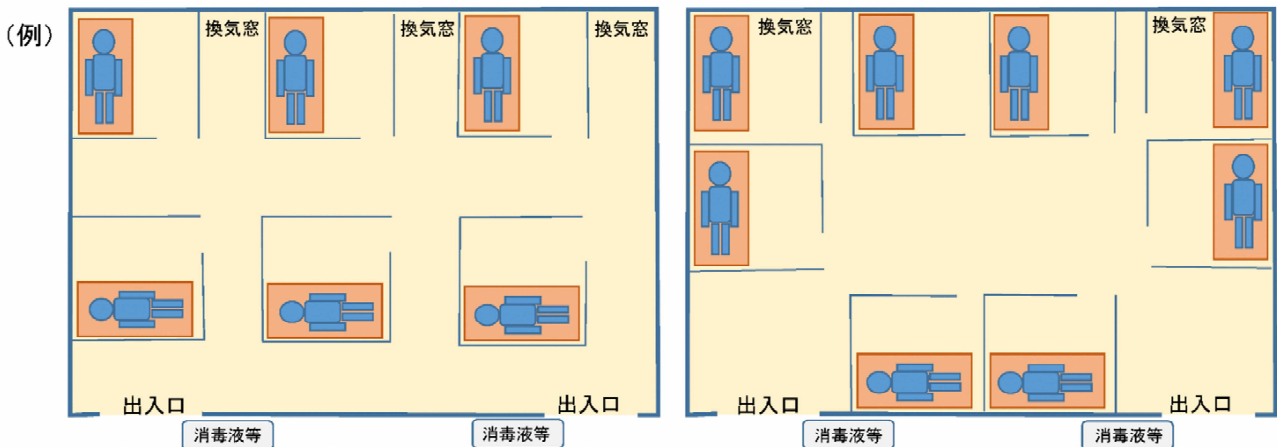


(通路=2m)

出入口（扉の開放）

専用スペースのレイアウト（例）

- 発熱の症状や体調不良がある避難者及び新型コロナウイルス感染症が疑われる避難者向けに、専用スペース（個別空間）をそれぞれ確保する。
（困難な場合は、同スペースのなかを間仕切り等で区画割りする。）
- 専用スペースは、特別教室、会議室等を想定する。（風水害時は、「学校の普通教室」は専用スペースとしての利用を極力避ける。）
- 健常な避難者とは別のトイレ・手洗い所をそれぞれ確保し、可能な範囲で、移動の際の動線も健常な避難者とは別にそれぞれ確保する。
- 専用のトイレ・手洗い所が確保できない場合は、簡易トイレの使用や使用時間を健常な避難者と分けて使用するなどして対応するとともに、使用後は必ず消毒する。
- 発熱者や体調不良者、新型コロナウイルス感染症が疑われる避難者への対応は、避難所運営従事者のなかで役割分担を行い、可能な範囲で専任・固定化して行う。
- 間仕切り・プライベートルーム・ワンタッチパーテーションは、専用スペースへの設置を優先する。



【物品の例】



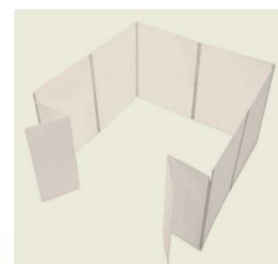
〔プライベートルーム〕
現状、風水害避難所に1基保管
※専用スペースでの利用を想定



〔ワンタッチパーテーション〕
現状、風水害避難所に1基保管
※専用スペースでの利用を想定



〔間仕切り（段ボールタイプ）〕
※居住スペースでの利用を想定



〔間仕切り（プラスチックタイプ）〕
現状、指定避難所に2基保管（R2.9予定）
※専用スペースでの利用を想定

【風水害避難所】

No.	避難施設	居住スペース（想定）	専用スペース（想定）
1	六連市民館	和室（1階）	大会議室（2階）
2	神戸市民館	和室・多目的ホール・世代間交流室（1階）	和室（2階）
3	大草市民館	和室（1階）	集会室（1階）
4	田原東部市民館	和室（1階）	多目的ホール（1階）
5	田原南部市民館	和室（1階）	研修室・集会室（2階）
6	童浦市民館	和室（2階）	多目的ホール（1階）
7	崙山会館	和室（2階）・ロビー（1階）	研修室（2階）
8	衣笠市民館	和室（1階）	集会室（2階）
9	野田市民館	和室（2階）	会議室（1階）
10	高松市民館	和室（1階）	講堂（2階）
11	赤羽根市民館	和室（1階）	会議室（1階）
12	若戸市民館	和室（1階）	会議室・多目的ホール（1階）
13	和地市民館	大会議室（1階）	和室（1階）
14	堀切市民館	和室（1階）	大会議室（2階）
15	伊良湖市民館	和室（1階）	会議室（2階）
16	亀山市民館	和室（1階）	集会室（1階）
17	中山市民館	和室（1階）	会議室（2階）
18	福江市民館	和室（1階）	多目的ホール（1階）
19	清田市民館	和室（1階）	講堂（2階）
20	泉市民館	婦人研修室・和室（1階）	青年研修室（2階）

【地震避難所】

No.	避難施設	居住スペース（想定）	専用スペース（想定）
1	六連小学校	体育館	教室（校舎2階）
2	東部中学校	体育館・柔剣道場	教室（校舎2階）
3	神戸市民館	多目的ホール・世代間交流室（1階）	和室（2階）
4	神戸小学校	体育館・1棟共有スペース（2階）等	教室（2棟1階）
5	大草小学校	体育館	教室（2階）
6	田原東部市民館	多目的ホール（1階）	和室（1階）
7	田原東部小学校	体育館	教室（校舎2階）
8	田原南部市民館	研修室・和室（1階）・集会室（2階）	研修室（1階）
9	童浦小学校	体育館	教室（南棟1階）
10	童浦市民館（浦区事務所）	多目的ホール・和室（1階）	和室・会議室（2階）
11	児童センター分館	遊戯室・保育室（1階）	保育室（2階）
12	田原中学校	体育館	教室（A棟2階）
13	田原中部小学校	体育館	教室（2階）
14	成章高校	体育館	教室（2階）
15	衣笠小学校	体育館	教室（教室棟2階）
16	サンテドーム	ドーム	会議室（サラダ館1階）
17	野田小学校	体育館	教室（2階）
18	高松小学校	体育館	教室（北校舎2階）
19	赤羽根中学校	体育館	教室（2階）
20	若戸市民館	多目的ホール（1階）	和室（1階）
21	和地市民館	大会議室（1階）	和室（1階）
22	渥美運動公園体育館	アリーナ・柔剣道場	ミーティングルーム（1階）
23	伊良湖市民館	講堂（2階）	和室（1階）
24	亀山小学校	体育館	教室（2階）
25	中山小学校（第1次）	体育館・ランチルーム（1階）	教室（3階）
26	福江中学校	体育館	教室（第1棟2階）
27	福江小学校	体育館	教室（本館2階）
28	清田小学校	体育館	教室（南校舎2階）
29	泉小学校（第1次）	体育館	教室（北校舎2階）
30	泉市民館（第1次）	集会室（2階）	婦人研修室（1階）
31	渥美文化会館（第2次）	—	—
32	福江高校体育館（第2次）	—	—

*避難所運営従事者は、本資料を参考としつつ、関係する施設管理者及び地域コミュニティと調整・協議を行い、状況に応じて場所を決定するものとする。

*風水害時に、学校においてスペースの分散対応を行う際には、「普通教室」を専用スペースとして利用することは極力避けるものとする。